

# 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会総務委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づいて設置された総務委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

## (目的)

第2条 この委員会は本会の業務に関し総合調整を図るとともに、次の事項について審議し、本会理事会の承認を経てこれを処理する。

- (1) 各専門委員会、スポーツ少年団、特別委員会相互の連絡調整に関すること。
- (2) 理事会提案事項の原案審議に関すること。
- (3) 理事会付託事項の調査研究に関すること。
- (4) 体協会館及び体育施設の管理・運営に関すること。
- (5) スポーツ功労者の表彰に関すること。
- (6) 他の委員会に属さないこと。
- (7) その他、この委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 本会の理事 若干人
- (2) 加盟団体の代表 若干人
- (3) 学識経験者 若干人

## (役員)

第4条 委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干人

第5条 委員長は、本会会長が本会理事会に諮って委嘱する。

- 2 副委員長は、委員長が委員の中から委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を統轄する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

## (会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 3 委員が出席できないときは、他の委員に委任することができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数の時は議長が決定する。

## (専門部)

第8条 必要に応じて委員会に専門部を置くことができる。

- 2 専門部に関する規程は別に定める。

## (事務)

第9条 委員会の事務は、本会事務局で処理する。

## (補則)

第10条 この規程に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会生涯スポーツ委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づいて設置された生涯スポーツ委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

## (目的)

第2条 委員会は、県民の体力の向上と明るく豊かな人間性の育成を期し、生涯スポーツの普及振興を図るため、次の事項について審議し、本会の理事会の承認を経てこれを処理する。

- (1) 県民スポーツ大会の開催
- (2) スポーツ教室及びスポーツ相談室の開設
- (3) ニュースポーツと野外活動の普及
- (4) 女性スポーツの普及
- (5) スポーツの日のスポーツ活動の推進
- (6) 総合型スポーツクラブの育成
- (7) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業

## (組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 本会の理事 若干人
- (2) 加盟団体の代表 若干人
- (3) 学識経験者 若干人

## (役員)

第4条 委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干人

第5条 委員長は、本会会長が本会理事会に諮って委嘱する。

- 2 副委員長は、委員長が委員の中から委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を統轄する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 3 委員が出席できないときは、他の委員に委任することができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは議長が決定する。

## (専門部)

第8条 必要に応じて委員会に専門部を置くことができる。

- 2 専門部に関する規程は別に定める。

## (事務)

第9条 委員会の事務は、本会事務局で処理する。

## (補則)

第10条 この規程に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月29日から施行する。

# 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会競技力向上委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づいて設置された競技力向上委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 この委員会は、本県各競技選手の育成強化を図るとともに、広く競技力水準の向上を期するため、次の事項について審議し、本会の理事会の承認を経てこれを処理する。

- (1) 競技力向上のための総合計画の作成に関すること。
- (2) 各競技団体の選手強化についての助言と協力に関すること。
- (3) 指導力の向上を図るための講習会、研修会等の開催に関すること。
- (4) 競技力向上のための研究活動に関すること。
- (5) 競技施設及び競技用具等の整備拡充の促進に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 本会の理事 若干人
- (2) 加盟団体の代表 若干人
- (3) 学識経験者 若干人

## (役員)

第4条 委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干人

第5条 委員長は、本会会長が本会理事会に諮って委嘱する。

- 2 副委員長は、委員長が委員の中から委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を統轄する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 3 委員が出席できないときは、他の委員に委任することができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数の時は議長が決定する。

## (選手強化部会)

第8条 必要に応じて委員会に選手強化部会をおくことができる。

- 2 選手強化部会に関する規約は、別に定める。

## (事務)

第9条 委員会の事務は、本会事務局で処理する。

## (補則)

第10条 この規程に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会競技力向上委員会選手強化部会規約

## (設置)

第1条 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会競技力向上委員会規程第8条の規定により、選手強化部会（以下「部会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 部会は、競技団体の競技力向上と国民スポーツ大会等に参加する選手の育成を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 部会は、次の事業を行う。

- (1) 選手の育成強化に関する事。
- (2) 指導力の向上に関する事。
- (3) 各競技団体及び関係機関等の連絡調整
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事業

## (組織)

第4条 部会は、次の各号に掲げるものから競技力向上委員長が委嘱した者で組織する。

- (1) 各競技団体強化委員長
- (2) 高等学校体育連盟会長及び理事長
- (3) 中学校体育連盟会長及び理事長
- (4) 県スポーツ協会専務理事
- (5) 県教育委員会保健体育課長及び関係行政機関職員若干人
- (6) その他、委員長が必要と認めたもの若干人

## (役員)

第5条 部会に次の役員をおく。

- (1) 部長 1人
- (2) 副部長 若干人

## (任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 部長は、部員の中から選出する。

3 副部長は、部長が指名する。

## (役員の任期)

第7条 部長は部会を統轄する。

2 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (会議)

第8条 会議は部長が必要に応じ招集し、その議長となる。

## (事務局)

第9条 部会の事務処理は県スポーツ協会事務局で行う。

## 附 則

この規約は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

この規約は、令和6年7月29日から施行する。

# 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会広報委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づいて設置された広報委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 この委員会は、本会の広報活動を推進し、スポーツに対する県民の正しい理解と県民総スポーツの実現に資するため、次の事項を審議し処理する。

- (1) スポーツに関する広報活動の基本的策定に関すること。
- (2) スポーツに関する資料の収集、保存及び提供に関すること。
- (3) スポーツ振興に関する刊行物の作成に関すること。
- (4) スポーツの啓発、宣伝事業に関すること。
- (5) 報道機関との連絡調整に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 本会の理事 若干人
- (2) 学識経験者 若干人

## (役員)

第4条 委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干人

第5条 委員長は、本会会長が本会理事会に諮って委嘱する。

- 2 副委員長は、委員長が委員の中から委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を統轄する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 3 委員が出席できないときは、他の委員に委任することができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で可決し、可否同数のときは議長が決定する。

## (事務)

第8条 委員会の事務は、本会事務局で処理する。

## (補則)

第9条 この規程に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が委員に諮って定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会財務特別委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づいて設置された財務特別委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 この委員会は、広く県民一般の協力により、本会の財政の確立を図るため、次の事項について審議し、本会理事会の承認を経てこれを処理する。

- (1) 県民の体力向上及びスポーツの振興に必要な資金の調達に関すること。
- (2) 本会の基本財産増額に必要な資金の調達に関すること。
- (3) 本会のその他の財産贈額に必要な資金の調達に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要なこと。

## (組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 本会の理事 若干人
- (2) 加盟団体の代表 若干人
- (3) 学識経験者 若干人

## (役員)

第4条 委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干人

第5条 委員長は、本会会長が本会理事会に諮って委嘱する。

- 2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、本会会長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を統轄する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

## (会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 3 委員が出席できないときは、他の委員に委任することができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは議長が決定する。

## (事務)

第8条 委員会の事務は、本会事務局で処理する。

## (補則)

第9条 この規程に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会国民スポーツ大会選手等選考委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づいて設置された国民スポーツ大会選手等選考委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 委員会は、国民スポーツ大会選手及び監督を選考するため必要な調査審議を行う。

第3条 委員会は、前条の調査審議を行うにあたっては、競技団体から推薦された国民スポーツ大会選手及び監督の候補者について、次の事項を検討する。

- (1) アマチュアとしての十分な資格をそなえているか。
- (2) 本県代表として恥ずかしくない力量を有する人物であるか。

## (組織)

第4条 委員会は、本会会長が委嘱する次の委員をもって構成する。

- (1) 県教育委員会の職員 3 人
- (2) 本会の役職員 3 人
- (3) 学識経験者 1 人

## (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## (役員)

第6条 委員長は、県教育委員会教育長をもってこれにあてる。

2 委員長は委員会を代表し、かつ会務を掌理する。

第7条 副委員長は、本会専務理事をもってこれにあてる。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

## (会議)

第8条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

第9条 委員会の会議は、在任委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (補則)

第10条 この規程に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月29日から施行する。

# 公益財団法人鹿児島県スポーツ協会スポーツ医・科学委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づいて設置されたスポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 この委員会は次の事項を調査審議し、本会理事会に意見を具申するとともに、本会理事会の諮問に応ずる。

- (1) 競技力向上についての科学的研究に関すること。
- (2) 県民スポーツ振興についての科学的研究に関すること。
- (3) スポーツ選手の健康管理に関すること。
- (4) その他、前各号に関連すること。

## (組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者から会長が委嘱する。

- (1) 本会の理事若干人
- (2) 学識経験者若干人
- (3) スポーツドクター若干人
- (4) アスレティックトレーナー若干人

## (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1人
- (2) 副委員長若干人

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

第5条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## (任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

3 委員が出席できないときは、他の委員に委任することができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

## (協議会)

第8条 委員会にスポーツドクター協議会、アスレティックトレーナー協議会を置くことができる。

2 スポーツドクター協議会、アスレティックトレーナー協議会に関する規程は別に定める。

## (事務)

第9条 委員会の事務は、本会事務局で処理する。

## (補則)

第10条 この規程に定めるほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人鹿児島県体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。